**城陽市カーボンニュートラル補助金　申請書類チェックリスト**

**＜住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置＞**

**事業開始承認申請制度・事業開始変更承認申請制度**

申請者氏名： 　　 様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付職員：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認職員：

**共通チェック項目**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック項目 | チェック  １ | チェック  ２ |
| **●事業開始承認申請書** | | |
| 城陽市内に住所を有しているか。 |  |  |
| 申請審査に係る調査に同意されているか。（同意欄にチェックが入っているか。） |  |  |
| 記載漏れはないか。 |  |  |
| 記名押印又は署名が記入されているか。 |  |  |
| 訂正箇所は二重線と押印により訂正されているか。 |  |  |
| 過去に当該事業の補助を受けていないか。（調査欄にチェックが入っているか。） |  |  |
| ※受付後の過去の申請者一覧のデータの確認において該当がないか。 |  |  |
| 申請書類を持参したのは申請者本人か。  （代理申請の場合は、代理人氏名等が記入されているか。） |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック項目 | チェック  １ | チェック  ２ |
| **●事業開始承認申請制度に係る説明事項確認書　※新規の申請の場合のみ** | | |
| すべての項目の確認欄にチェックが入っているか。 |  |  |
| 日付、署名が記入されているか。 |  |  |

**FIT（FIP）制度以外の住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック項目 | チェック  １ | チェック  ２ |
| **●事業開始承認申請書** | | |
| 設置場所は城陽市内の住所か。 |  |  |
| 事業着手予定日（契約または工事開始のいずれか早い方）は国の補助金交付決定以後か。 |  |  |
| 補助対象設備の設置完了予定日は令和９年１月８日までの日付か。  （＝交付申請書の提出期限） |  |  |
| 事業実施予定期間は１年以上２年以下か。 |  |  |
| 設置に要する総費用を**税抜**で算定しているか。（公租公課は補助対象外。） |  |  |
| 申請金額は設置に要する総費用の２分の１以内か。 |  |  |
| 太陽光発電システムの公称最大出力の合計値は２kW以上か。 |  |  |
| 太陽光発電システムとパワーコンディショナーの容量の合計の低い方を記入しているか。 |  |  |
| 申請金額の計算は合っているか。（太陽光＋蓄電池＝上限額２７万円） |  |  |
| **●見積書、工程表等** | | |
| 申請者と契約者が同一か。 |  |  |
| 事業着手予定日（契約または工事開始のいずれか早い方）は国の補助金交付決定以後か。 |  |  |
| 補助対象設備の設置完了予定日は令和９年１月８日までの日付か。  （＝交付申請書の提出期限） |  |  |
| 太陽光発電システムと蓄電池システムの契約日は同日か。 |  |  |
| 事業実施予定期間は１年以上２年以下か。 |  |  |
| 各本体・付属機器・工事にかかる費用の内訳が確認できるか。 |  |  |
| 以下に掲げる経費が含まれていないか。  （※補助対象経費は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）の  　別表第１　参照）  ・公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等  ・過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの  ・既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用  ・土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用  ・本事業と直接関係のない工事に要した費用  ・設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用  ・経理処理上、補助金とすることが適さないもの |  |  |
| 明細書にＨＥＭＳ等の補助対象外のものが含まれていないか。  ⇒含まれている場合は、補助対象外の設備を除いた金額で、申請金額が設置に要する総  費用の２分の１以内かを確認する。 |  |  |
| 太陽光発電システムの公称最大出力の合計値は２kW以上か。 |  |  |
| パワーコンディショナーの定格出力が確認できるか。 |  |  |
| 蓄電池の容量が確認できる資料か。 |  |  |
| 蓄電容量が4,800Ah・セル相当のkwh 未満か。  （リチウムイオン蓄電池の場合17.76kWh未満か。） |  |  |
| |  | | --- | | ★ZEH補助金ホームページ内　登録制度　蓄電システム登録済製品一覧検索に掲載されている設備か。（SII登録型番（パッケージ型番）等を検索して確認。）  <https://zehweb.jp/registration/battery/>  ⇒登録済みの製品であれば、登録されていることをもって、下記の要件を充足していることの確認が可能。  　登録されていない場合は、カタログ等の内容と照合し、下記の要件を充足するかを確認する。 |   〇蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。  　※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値の  　　いずれか低い方を適用する。  　※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。  〇蓄電池部安全基準JISC8715－2 又はIEC62619の規格を満足していること。  〇蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412－1 若しくは JIS C 4412－2※の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。  〇震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 |  |  |

**住宅用高効率給湯機器の設置**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック項目 | チェック  １ | チェック  ２ |
| ●事業開始承認申請書 | | |
| 設置場所は城陽市内の住所か。 |  |  |
| 太陽光＋蓄電池と同時設置か。  ※原則として、導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事中に行われた別契約であるものが同時導入に該当する。 |  |  |
| 事業着手予定日（契約または工事開始のいずれか早い方）は国の補助金交付決定以後か。 |  |  |
| 補助対象設備の設置完了予定日は令和９年１月８日までの日付か。  （＝交付申請書の提出期限） |  |  |
| 事業実施予定期間は１年以上２年以下か。 |  |  |
| 設置に要する総費用を**税抜**で算定しているか。（公租公課は補助対象外。） |  |  |
| 申請金額は設置に要する総費用の２分の１以内か。 |  |  |
| 申請金額の計算は合っているか。  （上限額３０万円、補助対象経費の１／１０、千円未満端数切り捨て） |  |  |
| **●見積書、工程表等** | | |
| 申請者と契約者が同一か。 |  |  |
| 事業着手予定日（契約または工事開始のいずれか早い方）は国の補助金交付決定以後か。 |  |  |
| 補助対象設備の設置完了予定日は令和９年１月８日までの日付か。  （＝交付申請書の提出期限） |  |  |
| 事業実施予定期間は１年以上２年以下か。 |  |  |
| 各本体・付属機器・工事にかかる費用の内訳が確認できるか。 |  |  |
| 以下に掲げる経費が含まれていないか。  （※補助対象経費は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）の  　別表第１　参照）  ・公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等  ・過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの  ・既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用  ・土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用  ・本事業と直接関係のない工事に要した費用  ・設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用  ・経理処理上、補助金とすることが適さないもの |  |  |

**住宅用コージェネレーションシステムの設置**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック項目 | チェック  １ | チェック  ２ |
| **●事業開始承認申請書** | | |
| 設置場所は城陽市内の住所か。 |  |  |
| 太陽光＋蓄電池と同時設置か。  ※原則として、導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事中に行われた別契約であるものが同時導入に該当する。 |  |  |
| 事業着手予定日（契約または工事開始のいずれか早い方）は国の補助金交付決定以後か。 |  |  |
| 補助対象設備の設置完了予定日は令和９年１月８日までの日付か。  （＝交付申請書の提出期限） |  |  |
| 事業実施予定期間は１年以上２年以下か。 |  |  |
| 設置に要する総費用を**税抜**で算定しているか。（公租公課は補助対象外。） |  |  |
| 申請金額は設置に要する総費用の２分の１以内か。 |  |  |
| 申請金額の計算は合っているか。  （上限額８０万円、補助対象経費の１／２、千円未満端数切り捨て） |  |  |
| **●見積書、工程表等** | | |
| 申請者と契約者が同一か。 |  |  |
| 事業着手予定日（契約または工事開始のいずれか早い方）は国の補助金交付決定以後か。 |  |  |
| 補助対象設備の設置完了予定日は令和９年１月８日までの日付か。  （＝交付申請書の提出期限） |  |  |
| 事業実施予定期間は１年以上２年以下か。 |  |  |
| 各本体・付属機器・工事にかかる費用の内訳が確認できるか。 |  |  |
| 以下に掲げる経費が含まれていないか。  （※補助対象経費は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）の  　別表第１　参照）  ・公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等  ・過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの  ・既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用  ・土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用  ・本事業と直接関係のない工事に要した費用  ・設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用  ・経理処理上、補助金とすることが適さないもの |  |  |